相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市城東町三丁目一一番地、最後の住所群馬県前橋市青柳町八三三番地一ひかりケアマンション青柳
被相続人　亡　羽鳥　義昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十八日
事務所群馬県前橋市大手町一丁目五―一一大手町ビル二〇二
相続財産管理人　弁護士　長谷川亮輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市畑沢八一七番地、最後の住所千葉県木更津市畑沢南二丁目二番八号
被相続人　亡　渡邉　晃男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十八日
事務所千葉県木更津市新田二丁目四番二号
相続財産管理人　弁護士　小川　雅義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県伊勢原市上粕屋三五〇番地、最後の住所神奈川県伊勢原市三ノ宮四五四番地
被相続人　亡　山田　公子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十八日
神奈川県厚木市中町四丁目一四番三号雅光園ビル七〇二号室　相模川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石井　琢磨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市南区別所二丁目一二四番地三、最後の住所神奈川県海老名市今里二丁目二三番八号
被相続人　亡　西森　義之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十八日
横浜市中区日本大通一八ＫＲＣビルディング九階
相続財産管理人　弁護士　山本　安志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県下呂市乗政八九〇番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　吉本　洋治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十八日
事務所岐阜県高山市桐生町四丁目四三二番地
相続財産管理人　弁護士　阪下　六代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区岡崎円勝寺町三九番地の八、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　小馬　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十八日
京都市左京区北白川下池田町一三二番地
相続財産管理人　司法書士　西村　伸一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下松市生野屋三丁目九六二番地三、最後の住所山口県下松市生野屋三丁目二番一五号
被相続人　亡　清木　義和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十八日
山口県周南市毛利町一丁目五番地の二松秀ビル四階
相続財産管理人　弁護士　石原詠美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県枕崎市中央町七二三番地、最後の住所福岡県北九州市小倉南区下石田一丁目二番一―五〇一号
被相続人　亡　永江　静夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十八日
福岡県北九州市小倉北区小文字一丁目一三番三四号
相続財産管理人　大城　明恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県霧島市国分名波町一五番、最後の住所鹿児島県霧島市国分名波町一五番二―一〇二号
被相続人　亡　石原田圭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十八日
事務所鹿児島県霧島市国分中央六丁目二二番五二―一号
相続財産管理人　司法書士　松薗　圭

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。

当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を鳥取県知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十五年四月十八日
住所　鳥取県倉吉市東町四四一番地の六
氏名　松原　義春
営業保証金額　金二万円

前払式特定取引業者営業保証金等取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二に準用する同法第二十九条及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、当該前払式特定取引業者であった者の名称及び代表者の氏名並びに主たる営業所、その他の営業所及び代理店の名称及び所在地
①　名称　株式会社藤井大丸友の会
②　代表者の氏名　藤井　久嗣
③　主たる営業所の名称及び所在地　本社　京都市下京区寺町通四条下ル貞安前之町六〇五番地
二、当該前払式特定取引業者であった者の許可の年月日及び許可の取消し又は失効の年月日
許可の年月日　昭和五十年八月一日
許可の取消年月日　平成二十四年十二月三十一日
三、当該前払式特定取引業者であった者の営業保証金又は前受業務保証金の額
営業保証金の額　十万円
前受業務保証金の額　一千八百九十万円
四、前号の営業保証金又は前受業務保証金につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法二十一条第一項の権利を有する者は本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を近畿経済産業局長に提出してください。
五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の取戻しをしようとする営業保証金又は前受業務保証金は取戻されます。

平成二十五年四月十八日
京都府京都市下京区寺町通四条下ル貞安前之町六〇五番地　株式会社藤井大丸友の会
代表取締役　藤井　久嗣

債権申出の公告（第一回）

当社は、平成二年法律第六十四号附則第六条第一項の規定により平成八年六月一日に解散したところ、残余財産の清算のため、平成二十三年九月一日、東京地方裁判所（平成二十三年（ヒ）第二五五号）より清算人が選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日
東京都新宿区西新宿三丁目一五番五号ライオンズマンション西新宿一〇一四号
株式会社四宮
連絡先　岡山市北区天神町六番四八号しろした法律事務所
清算人　弁護士　土居　幸徳